



～ Family Times ～

ファミリータイムズ

2006年12月15日発行 第70号

理事長より

— ごあいさつ —

今期（第25期）理事会の活動も半分終了しました。監事を除いた理事全員にとって管理組合理事会の活動は初めての経験であったため、状況を理解し、思案を巡らしている間に半年があつという間に過ぎてしまったような感じです。居住者（組合員）の皆様に満足していただけるような活動ができたかどうか自信はありませんが、理事全員と協力者の皆様が中央の森式番街の居住環境をよりよくするために真剣に活動してきたと考えます。残りの任期半年だけでは到底解決できない問題が多々ありますが、これからも理事全員が一所懸命努力したいと考えていますので皆様のご協力とご支援を宜しくお願い致します。なお、今期前半の主な活動と後半以降の検討事項、そして、日常の活動について以下の通り報告します。

1. 今期前半の主な活動

- ・ 集会所の机の買い換え
- ・ 地上波デジタル放送対応のための宅内端子取替え工事契約の締結
- ・ 集合郵便受け箱の取換え
- ・ 志木市に対する新ゴミ収集方式に対する志木ニュータウンにおける変更の要請（他街区と合同）
- ・ テニスコート脇の竹生垣取換え
- ・ 危険な高木の枯れ枝剪定
- ・ 芝地への動物の連れ込みを禁止する看板の設置

2. 今期後半以降の検討及び作業が必要な主な事項

- ・ 駐輪場使用料の徴収開始
- ・ エレベーターのリニューアル化
- ・ 大規模修繕

- ・ 管理規約の改定
- ・ プレイロット改良工事
- ・ 動物の飼育等に関する規則の明確化
- ・ 志木市の路上喫煙禁止条例の施行に伴う街区内の灰皿撤去問題
- ・ 緑化委員会廃止に伴う今後の緑化問題の対応

3. 主な日常活動

- ・ ゴミ問題（不法な粗大ゴミを含む）に関する啓蒙活動
- ・ 迷惑駐車（常習者、夜間及び週末不当駐車、ステッカー不当利用者）対策
- ・ 共有部分における私物（給湯器、エアコン等）の撤去

以上

* 緑化ボランティア2グループの意見を聴く *

管理組合は、10月22日の午後、集会所において緑化ボランティアの2グループと会見し、それぞれ活動の経緯と意見を聴いた。組合からは平山理事長、春永植栽担当理事が出席し、管理センターからは寺田氏が立ち会った。この会議は、2グループと一堂に会して行いたかったが、実現できなかった。

以下、その概要を記す。

Aグループ（午後2時から1時間）

- ①緑化委員会は、古く（約20年前）からあった。私たちのグループは、その緑化委員会の下ボランティアとして、そのまま残っている。花壇は、ハーブ園、球根花壇、ロックガーデンである。そのほか、落ち葉で腐葉土を作り、埋め込みをしている。
- ②腐葉土は、落ち葉を土の養分として返し、土壌を改良するとともに、可燃ゴミを減らす目的で行っている。腐葉土の散布が原因で、木が枯れるという事実はない。
- ③ハーブ園は、皆に開放しており、花を観賞できるばかりでなく、自由に採取できる。

Bグループ（午後3時30分から1時間）

- ①緑化活動20年で、樹木は育ってきており、植えることよりも、よい状態に保つことが大事になってきている。
- ②共用財産を、一部の人が勝手に使うのは困る。公平性を重んずべきである。
- ③ハーブ園も必要がない。どれだけの人が利用しているか。腐葉土は、「不要土」であり、悪臭の苦情もある。また、埋め込む時に、根を傷め、木を枯らす。
- ④ニュータウンの発足時に樹木調査（木の高さ、幹廻り、葉張り）を行っているが、今後調査してほしい。

とにかく、いろいろな意見はあるが、管理組合としては、あくまでも公正な立場で、現在の樹木を適正に維持できるような方向で取り組んでいきたい。（春永 記）

今年の9月より「不燃ゴミ」のルールを変更し、集積所に出せる日を月2回（第2、第4月曜日）から、常時捨てられるようになり、3ヶ月が経過致しました。その間、ゴミ担当委員が定期的に見回り、ゴミ集積所の使用がスムーズに行われているか、また整理整頓されているか等を確認して参りました。時々、間違って出されているゴミを見受けましたが、全体としては大きな混乱もなく、住民の皆様、一人一人が気をつけて分別、整理して不燃ゴミを出されている様子が伺われます。これも皆様の意識の高さとご協力の結果だと思ひます。これからも今迄同様にご協力いただき、私たちの身近なゴミ集積所を気持ちよく使っていきたいと思ひております。

一方、「資源ゴミ」（木曜日）に関し、『朝8時迄に出す』よう決められておりますが、分別と出す時間帯に少々の混乱が見られます。段ボール、雑誌類、新聞、雑紙、衣類はそれぞれ違った時間帯に、違ったトラックが回収に来ます。例えば、段ボールのトラックが来た後に段ボールを捨てると、その段ボールは翌週までゴミ集積所に放置される事になり、混乱の元凶になります。従って、**木曜日の朝8時迄に「資源ゴミ」を出して**くださるようお願いすると同時に、間に合わないお宅は、翌週まで家の中に留めおくか、学校の回収や、業者の回収を利用してください。

段ボール・・・ひもで縛って出す（ガムテープは剥かす）

雑誌類・・・ひもで縛って出す

新聞・・・ひもで縛って出す

雑紙・・・紙袋に入れて出す または、ひもで縛って出す

衣類・・・ビニール袋へ入れて、しっかり結ぶ

（ガムテープは使用出来ません）



年末年始のゴミの出し方

ゴミ集積所の容量が年末年始のゴミの量に十分に対応できない面もありますが、皆様の協力により少しでも秩序あるゴミ置き場にしていきましょう。

- ①ゴミを最終日に集中させないよう、東急コミュニティ発行の日程表を参考に12月に入ったら計画的に出しましょう。
- ②6号棟（駅寄り）の集積所にゴミが集中してしまい、乱雑さが目立ちます。それぞれ自分の棟の集積所を利用することで一箇所集中を避けましょう。

＊ 駐輪有料化に伴う手続き ＊

24期総会で決定しました、駐輪場有料化の申し込み受け付けが、12月8日から始まります。

自転車、バイク（50cc以下）に関して、今回12月8日から24日までに手続きをされるとシール交付手数料、1台につき100円が免除されます。支払い方法は、組合員は自動振り替えになります。非組合員は自動振り替え手続きをとっていただくことになりますが、月払い、年払いも受け付けます。

詳しい内容は、駐輪場利用者登録（自転車、バイク（50cc以下））のご案内を読んでください。

なお、50ccバイクにつきましては、車検証の写しと運転免許証の写しが必要になります。このクラスのバイクは友人から譲ってもらった物が多く見られるので、この街区の住人の所有するバイクである証明として。

手続きが済みましたら、シールと共に駐輪場使用許可証を、お渡しします。

平成 18 年 12 月 7 日

中央の森式番街
お住いの皆様へ

中央の森式番街管理組合

駐輪場利用者登録(自転車・バイク(50cc以下))のご案内

(平成 18 年 5 月 22 日施行)

平成 18 年 5 月 21 日開催の定期総会において、ご承認いただきました駐輪場運営規則の改定により、当街区内の自転車等の管理の強化及び駐輪場の整理・整頓を行い、利用いただく方々の不便の解消と良好な住環境を構築するため実施致します。

街区内の自転車・原付バイク(50cc以下)をご所有又はご使用されています方は、下記の要領(駐輪場運営規則第3条第4条第7条)にて、申請登録を行っていただくこととなりましたのでご案内致します。尚、運用開始・手続きにつきましては、下記の通りと致します。

記

【使用申込】：別紙「自転車・バイク(50cc以下)駐輪場使用申込書」に必要事項を記入の上、管理事務所までご提出下さい。

※バイク(50cc以下)添付書類 (1)車体検査証(写し) (2)運転免許証(写し)

【受付期間】：平成 18 年 12 月 8 日(金)～平成 18 年 12 月 26 日(火)午後 5 時まで

【受付場所】：中央の森式番街管理事務所

※ 管理員は、巡回等業務の為、下記の時間は不在となります。

(時間午前 10 時～11 時、正午～午後 1 時、午後 2 時～3 時、午後 5 時～午後 5 時 30 分)

※12 月 23 日(祝日)は、管理員業務休みとなります。

管理事務所電話 048-473-7055

【支払方法】：(駐輪場運営規則第9・10条)平成 19 年 2 月分(平成 19 年 1 月振替)よりお支払頂くこととなります。(使用料は前払いとなります。)

※ 組合員は、管理費等の自動振替とし、非組合員は、自動振替手続きの上お支払下さい。(尚、非組合員のみ年払い手続きが可能ですので、申し出下さい。)

【使用料】 ： 自転車 1 台につき、月額 1 0 0 円
 バイク(50cc 以下) 1 台につき、月額 3 0 0 円

以上

◆提出された書類等は、登録業務管理のみの利用とさせていただきます。

NO

中央の森式番街管理組合

理 事 長 殿

平成 年 月 日

号棟 号室

氏名 印

電話 —

「自転車・バイク(50cc以下)駐輪場使用申込書」

駐輪場運営規則に基づき、下記の使用申込を申請致します。

(1) 自転車 台

(2) バイク(50cc以下)

登録番号	
車体番号	
所有者又は使用者	

【添付書類】：1. 車体検査証(写し) 2. 運転免許証(写し)

キ リ ト リ

NO

平成 年 月 日

号棟 号室

様

中央の森式番街管理組合

理事長 平 山 修

駐輪場置場使用許可書

◆申込のあった自転車・バイク置場の使用について、下記の通り許可いたします。

(1) 自転車 台

(2) バイク(50cc以下)

登録番号	
車体番号	
所有者又は使用者	

◎駐輪場運営規則を遵守すること。

◎届出た自転車等の使用を停止した場合は、別に定める「駐輪場使用停止書」を停止希望日の一ヶ月前までに提出すること。

◎ご提出いただきました書類等は、個人情報法に基づき、登録業務のみの利用とさせていただきます。

別記様式第2〔自転車・バイク置場運営細則関係〕

平成 年 月 日

中央の森式番街管理組合
理 事 長 殿

中央の森式番街
号棟 号室

氏名 _____ 印
電話 _____

自転車・バイク等使用停止届

駐輪場運営規則(第 4 条)に基づき、下記の使用を停止します。

〔記〕

1.使用ステッカーNo. _____ No. _____ No. _____
No. _____ No. _____ No. _____
No. _____ No. _____ No. _____

2.終了日 平成 年 月 日

以上

3.処理欄

--	--	--

(処理者・月日を記入してください。)